

石川県での全木協の応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q. 質問	A. 回答
1	就労は組合ごとにあてはめてくれるか。	主幹事工務店から依頼された人工数に基づき、全建総連が就労者名簿を作成し、提出します。名簿作成にあたっては、そのように努力します。
2	いつも仕事をしている3人組、または親子で現場に入ることになった際、実際の現場においても近くで一緒に作業させてもらえるか。	全建総連で名簿作成までは組合ごとに作成するよう努力しますが、現場での配置や指示は現場監督が行いますので約束できません。被災地支援ということでご理解をお願いします。
3	組合員外の仲間も一緒に参加できるか。	組合員のみとなります。この機会に加入を促してください。
4	賃金を会社に振り込むことは可能か。	労働者供給事業による賃金支払いは、日額+諸手当(県外/県内交通費等)×就労日数を就労者の口座に振り込みます。
5	今回就労するにあたっての通勤の形はどうなるか。	原則 、輪島市内のホテルに宿泊し、現場まで日々の通勤となります。通勤時間は1時間弱程度を想定。
6	輪島市内のホテルまでの県外交通費や行程泊、ホテルから建設現場までの県内交通費(通勤)はどうなるか。	<p>【県外交通費、行程泊】 ①ガソリン代+②有料道路料金+③行程泊(泊まった場合)をお支払いします。</p> <p>①ガソリン代…出発県の都道府県庁所在地から宿泊地の市役所までの往復旅費を支給します。 計算式は、往復の距離〇〇km ÷ 燃費設定値9km/L × ガソリン小売価格175.2円(2024年1月22日時点)で設定。1000円未満切り上げ。 ②有料道路…googlemapで算出した料金を1000円未満切り上げ。 ※有料道路の支払要件は20分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど合理的な理由がある場合 ③行程泊…移動距離(都道府県庁所在地から宿泊地の市役所まで)が概ね600km以上、移動時間が概ね8時間以上のいずれかに該当する場合、片道7000円を宿泊費として加算し、1回目の賃金支払いとともにお支払いします。</p> <p>【県内交通費/通勤】 宿泊場所から建設現場までの交通費は以下のとおりの計算でお支払いします。 往復の距離(km)÷燃費設定値9km/L×ガソリン小売価格175.2円 百円未満四捨五入。</p> <p>※たとえば、輪島市のこうしゅうえんに泊まり、町野GGが就労現場であった場合は、片道47.5km(往復95km)なので、95km÷9km/L×175.2円=1849円 1日の交通費は往復1,800円/人・日とする。</p>

石川県での全木協の応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q. 質問	A. 回答
7	相部屋が苦手。シングルルームはありませんか。	原則は、輪島市内のホテルに宿泊していただきますが、金沢市内のビジネスホテルを用意できます。ホテル代に本人負担はありませんが、通勤に片道2時間30分程度かかります。希望する場合は事前に申し出をしてください。 【県内交通費/通勤】 宿泊場所から建設現場までの交通費は以下のとおりの計算でお支払いします。 ・石川県庁から輪島市役所まで片道108km(往復216km)1日の交通費は往復4,200円/人・日とする。 計算式は、往復の距離216km÷燃費設定値9km/L×ガソリン小売価格175.2円＝4204.8円 ※県外交通費、行程泊の考え方は上記同様
8	金沢市内のビジネスホテルから通勤する場合の就労時間はどうか。	長時間の移動となるため、就労時間は9時30分から16時30分とします。
9	自宅から前泊するホテルまでの移動方法は電車や飛行機でも可能か。	就労にあたって、ホテルから建設現場までは個々での移動をお願いするので、ご自身の車での移動をお願いします。個人、乗り合いは問いません。
10	石川県内や富山県内の自宅からの通勤は可能か。	可能とします。 可能としますが、毎日の長時間の移動は心身の負担が大きく、事故のリスクも高まりますので、石川県内に用意するホテルに泊まることをお勧めします。
11	石川県内や富山県内の自宅からの通勤する場合、建設現場までの交通費(通勤)はどうか。	①ガソリン代+②有料道路料金をお支払いします。 ①ガソリン代…出発県の都道府県庁所在地から建設地の市役所(輪島市役所等)までの往復旅費を支給します。 計算式は、往復の距離〇〇km ÷ 燃費設定値9km/L × ガソリン小売価格175.2円(2024年1月22日時点)で設定。1000円未満切り上げ。 ②有料道路…googlemapで算出した料金を1000円未満切り上げ。 ※有料道路の支払要件は20分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど合理的な理由がある場合
12	石川県内や富山県内の自宅からの通勤する場合の就労時間はどうか。	長時間の移動となるため、就労時間は9時30分から16時30分とします。 長時間の移動とは、片道おおむね100kmを超える場合を指します。 片道おおむね100kmに満たない場合は、通常の就労時間の8時から17時30分です。

石川県での全木協の応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q. 質問	A. 回答
13	車中泊をすることは可能か。	例外として、可能とします。 可能としますが、全建総連は、就労者の健康被害のリスクから車中泊を前提とした就労を認める立場にはありません。一方で、車中泊を希望する意見が複数寄せられています。こうしたことから、車中泊に関する経験や装備を有し、健康管理等に対する自己責任を明確にしたうえで、近隣の宿泊施設が確保できるまでの間に限り、特例として車中泊を認めることとし、就労者の確保状況や建設現場の状況を判断し車中泊の可否を判断します。 車中泊をする場合は、1泊につき6,500円の手当を支給します。車中泊希望者は、誓約書の誓約項目にチェックの上、全建総連に提出していただきます。
14	労働時間と残業時間の取り扱いはどうなるのか。	基本的な就労時間は8時から17時30分(昼食休憩1時間あり/午前10時に15分間・午後3時に15分間の途中休憩あり)とし、労働時間は8時間となります。実際の就労時間について現地で変更する場合も想定されます。全建総連として過重労働にならないよう対応します。 残業時間の発生は基本的な労働時間8時間以上からとなります。
15	就労の前日に宿泊場所に入るが、その日の賃金は支払われるか。	前乗りの日の賃金は補償しません。
16	複数回現地入りする場合の交通費は出るか。	原則として5日以上間隔があった場合に往復交通費を支給します。
17	宿泊代は就労者が支払うのか。	就労者が宿泊代を支払う必要はありません。主幹事工務店が支払います。
18	宿泊場所から建設現場までの移動方法はどうなるか。	ご自身の車で移動してもらいます。バスなどは用意しません。
19	スタッドレスタイヤ、タイヤチェーンの費用負担はあるか。	ありません。
20	朝食、昼食、夕食の有無。	原則は、朝食代として一律1,000円/日を支給し、昼食、夕食については手配、費用補助しませんので各自で用意をお願いします。 しかしながら現在、輪島市内のコンビニ等でお弁当やおにぎりを購入することが困難な状況となっています。こうした状況を鑑み、 <u>輪島市内のホテルで宿泊する就労者および車中泊をする就労者については、購入する状況が改善されるまでの暫定的な措置(当面の間として3月31日まで(延長する場合あり))として、朝食、昼食、夕食を現物(お弁当等)で支給します。</u> <u>金沢市内のホテルを利用される就労者および石川県内・富山県内の自宅から通勤される就労者については、朝食代として一律1,000円/日を支給し、昼食は現物(お弁当等)で支給します。夕食は各自で用意してください。</u> 食事については日々状況が変化していますので臨機応変に対応することになります。

石川県での全木協の応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q. 質問	A. 回答
21	女性が就労する場合のホテルはどうなりますか。	現時点では、輪島市内に女性専用の部屋が確保できていませんので、当面は金沢市内のホテルに宿泊、通勤していただくこととなります。ホテルの確保が進めば、輪島市内での女性専用の部屋を確保していきます。
22	輪島市内のホテルはお風呂を利用できるか。	現時点では、ホテルのお風呂は利用できません。現場や現場近隣、またはホテルの近くに自衛隊が仮設のお風呂を設営して利用可能です。ご利用ください。
23	輪島市内のホテルはエアコンは稼働しているか。	現時点では、ホテルのエアコンは稼働していません。石油ファンヒーターを各部屋に用意しますのでご利用ください。
24	輪島市内のホテルに洗濯機や乾燥機はあるか。	ありません。近隣にコインランドリーがあり営業中ですので、ご利用をお願いします。
25	輪島市内のホテルに駐車場はあるか。	ありますが、宿泊予定者全員が個々で駐車できる台数分の用意がありません。乗り合いにご協力をお願いします。
26	就労期間について、原則一週間以上というのは絶対か。また合計が一週間という意味か。	絶対ではありませんが原則として定めています。連続した一週間で呼びかけをお願いします。
27	就労最終日の労働時間は何時までか。	近隣県については最終日は午後3時以降の帰宅を可とします。近隣県以外は最終日も宿泊施設で宿泊し、翌朝チェックアウト後の帰宅とします。
28	作業内容はどこからをやることになるか。	基礎工事後の土台敷・建前からになります。
29	労災の適用はどうなるか。	元請け労災になります。
30	出張労災となるか。	出張扱いにはなりません。出張中の労災適用については、「事業主命令により通常勤務している場所を離れたとき、その過程全般は業務遂行性がある」と認められるため、業務を離れたホテル等でも労災認定がされています。今回は通常勤務地が仮設団地建設現場になり、その場所が示された状態で雇用契約を結ぶため、現場からホテルの往復以外では労災認定されないものと見込まれます。
31	賃金の先払いはできるか。	対応できません。
32	休業手当は出るのか。	休業手当は日給の60%とします。 ※休業手当とは、現場の工程管理上やむを得ず休業を依頼する場合、労働基準法に準ずる休業手当を支払うものとします。荒天による休業手当の対象外です。
33	賃金支払いの締め日と支払日はいつになるか。	今回、多数の就労者が想定されることから20日締め15日払いとします。ご了承ください。

石川県での全木協の応急仮設木造住宅建設に関するQ&A

	Q. 質問	A. 回答
34	持参工具に安全帯とあるがフルハーネスでなくて良いか。	安全帯でよい。2階建ての場合はその限りでない。(2階建てでも検討されている)
35	会社として対応したい(全員分の賃金を会社に入れてほしい)。	同じ会社のみなさんで従事いただくことは可能。一方、給与は個人に支払う。雇用なので。
36	土日祝は閉所か。	閉所日はない。調整の上、最低でも週に1日は休みをとってもらおう。
37	照明器具は主幹事工務店が用意するのか	基本は主幹事工務店。持参できる方は自身のものを使ってもらっても構わない。
38	作業指示は監督からなされるか	監督等の指示に従ってください。
39	現場従事に必要な資格確認や安全衛生教育、また新規入場者教育は実施されるのか。	資格確認等は主幹事工務店(元請)の責任により実施します。
40	就労者の年齢制限はないのか。(以前は上限が70歳程度、手元の上限は60歳程度であった)	今回はありません。 全木協における基本的な労働条件においては、実務経験・年齢について、大工：実務経験3年程度以上、上限70歳程度、手元：上限60歳程度としています。 今回の石川県での仮設建設においてはCCUSによるレベル別賃金を採用せず一律26000円とするなど、特別な仕様が含まれています。 年齢制限はありませんが、被災地支援という理解のもとに現地に送り出す組合としてご判断をお願いします。
41	事前確認書の直近の健康診断書は必ず提出する必要があるのか。必要があれば就労日の何カ月前の分が必要か。	必要です。 各組合から就労者名簿とセットで事前確認書の提出をお願いします(名簿登録と同時に)。健康状態については最近1年以内の状況をお聞きしています。
42	CCUSカードを持っている。変更は現地事務局の開設を待たないとダメですか。	自身でもできるが、難しいようであれば現地事務局の開設を待ってください。可能な限り早く現地で対応できるようにします。
43	就労者は原則CCUSに登録と記載されているが、登録していない人も可能ですか。	可能です。 可能ですが、組合によってはCCUS登録推進の機会と捉え、就労履歴蓄積に向けて、送り出す就労者を全員登録するとお聞きしています。
44	各県連・組合担当者が就労初日に同行するべきか。	各組合でご判断ください。ただし、現場に入場する際は全木協にあらかじめご連絡ください。全木協から現場監督に対し一報を入れます。